

岸和田市市民活動初動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動初動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岸和田市補助金交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動

市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）が行う活動

(2) 市民活動団体

NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）のほか、不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む、営利を目的としない活動を行う団体をいう。

(目的)

第3条 この要綱による補助金は、初動期の市民活動団体が行う市民活動に対し交付することにより、市民活動の活性化及び協働の促進を図り、市民自治都市の実現に資

することを目的とする。

(交付対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 市内に事務所を有し、主に市内において活動している市民活動団体であること。
- (2) 4月1日の時点で設立して5年に満たない団体であること。
- (3) 18歳以上の構成員3名以上により組織されていること。
- (4) 定款、規約、会則等運営に関する定めを有していること。
- (5) 役員及び構成員が岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (6) NPO法人にあっては、法第29条の規定により所轄庁に対し事業報告書等を提出していること。
- (7) 法令等に違反する活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。

(交付対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う事業であること。
- (2) 主として市内において実施する社会課題や地域課題の解決に資する事業であること。
- (3) 主として市民を対象とする事業であること。
- (4) 団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- (5) 本市から委託を受けている事業でないこと。
- (6) 国、府、地方公共団体から補助金、助成金を受けている事業でないこと。
- (7) 宗教的、政治的活動に関する事業でないこと。
- (8) 法令等に違反する事業又は公序良俗に反する事業でないこと。

(事業の募集)

第6条 市長は、期間を定めて、交付対象事業の企画提案を募集するものとし、これに応募しようとする市民活動団体は、岸和田市市民活動初動支援補助事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 団体概要書（様式第2号）

- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 規約、会則、定款等及び役員名簿等の写し
- (4) 事業収支予算書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 一の市民活動団体がこの要綱の定めるところにより申請できる事業は、1年度につき1事業とする。

3 一の市民活動団体がこの要綱の定めるところにより交付を受けることができる回数は、3回までとする。

（審査等）

第7条 市長は、前条の規定による応募があった事業について、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

2 市長は、交付対象事業の審査等に関し、必要があると認めるときは、実地に調査を行うことができる。

（事業の可否通知）

第8条 市長は、前条の審査等を経て、交付対象団体とするか否かを決定し、岸和田市市民活動初動支援補助事業認定可否通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付対象経費）

第9条 交付の対象となる経費は、前条により交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の遂行に直接必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 交付対象団体の運営及び管理をするための経費
- (2) 交付対象団体の構成員に対する経費
- (3) 土地、建物及び車両等を購入するための経費
- (4) 減価償却できない資産を購入するための経費
- (5) 交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、視察研修費・研究費（ただし、事業又は活動に直接的な効果を及ぼすと認められるものは除く）、他団体への会費・負担金・補助金、過度な贈答品・記念品

(交付対象団体への補助金の額等)

第10条 補助金の額は、15万円を上限とし、補助事業に係る前条の経費の総額に、4分の3を乗じた額とする。ただし、補助事業に係る補助金以外の収入の総額に補助金を加えた額が支出の総額を上回る場合は、その差額を補助金の額から控除するものとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第11条 規則第5条第1項の規定による補助金等交付申請書は、岸和田市市民活動初動支援補助金交付申請書(様式第7号)とする。

(補助金の決定)

第12条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、岸和田市市民活動初動支援補助金交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第13条 前条第1項により当該交付決定を受けた交付対象団体(以下「交付決定団体」という。)は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ岸和田市市民活動初動支援補助事業変更承認申請書(様式第9号)に変更後の事業計画書及び事業収支予算書を添えて、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請の内容について精査し、岸和田市市民活動初動支援補助事業変更可否決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

3 交付決定団体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ岸和田市市民活動初動支援補助事業取下届(様式第11号)により市長の承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び取消の通知)

第 14 条 規則第 9 条又は規則第 17 条の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消そうとするときは、岸和田市市民活動初動支援補助金変更・取消通知書（様式第 12 号）により交付決定団体に通知するものとする。

（実績報告）

第 15 条 交付決定団体は、補助事業を完了した時は、規則第 13 条の規定により、事業が完了した日から 30 日以内に岸和田市市民活動初動支援補助事業実績報告書（様式第 13 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（様式第 14 号）
- (2) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (3) 事業の経費の支出に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第 16 条 規則第 14 条の規定による額の確定通知は、岸和田市市民活動団体初動支援補助金確定通知書（様式第 15 号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第 17 条 補助金は確定通知後に交付決定団体からの請求に基づき交付する。

2 前項の請求は、岸和田市市民活動初動支援補助金交付請求書（様式第 16 号）により行うこととする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第 8 条の規定により交付決定した後、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 162 条の規定に基づき概算払いにより交付することができる。

4 前項の規定により概算払いによる補助金の交付を受けた交付決定団体は、第 16 条の規定による補助金の額の確定後速やかに清算をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定団体が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定団体が補助金を補助事業以外の用途又は交付対象経費以外に使用した

とき。

- (3) 交付決定団体が補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 交付決定団体が交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 交付決定団体が市長の指示に従わないとき。
- (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助金を交付することが適当でないと判断されたとき。
- (7) 交付決定団体が第4条における交付対象団体の要件を満たさなくなったとき。
- (8) 補助事業が第5条における交付対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、交付決定団体がこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、規則第18条の規定により補助金を返還させようとするときは、岸和田市市民活動初動支援補助金返還通知書(様式第17号)を補助決定団体に交付し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 交付決定団体は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。)の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなくてはならない。

(事業の公開)

第21条 市長は、市民活動の活性化及び協働の促進を図るため、補助事業について、市のホームページに掲載する等の方法により、これを広く公開するものとする。

(書類の保存)

第22条 補助金の交付を受けた交付対象団体は、補助事業の実施に関する書類及び帳簿等の関係書類を、補助金を交付した会計年度の属する年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 16 日から施行する。